計画の要点標準 by 製図試験.com

ver.20200415



■はじめに

計画の要点は、製図試験の設計主旨の説明を求める形式で平成21年以降出題されることになりました。元々は建築概要書等での説明文があまりにひどいので、一級建築士の資格要件として、作文による説明能力も加味してほしいというところから始まった出題でした。それから10年以上が経ち、ようやく出題形式として確立するに至っています。

ですが、大きな問題が2点ありました。ひとつは計画の要点への採点基準及び配点です。これは未だ公開されず、どの程度をもって計画の要点の回答たり得るのかというのは明示されていません。またどの程度書けばよいのかということも明示されていません。その中で手探りの状態で進めているというのが現状です。もう一点は、必ず出題に至ったひな形があるはずなのですが、その原本がどこにあるのか、どの程度のことが求められているのかという点についてです。JAEIC はその内容を講評するとコピペされていくので明らかにしない、と標準解答例では明言しており、参考になるのは技術士とか大学受験の記述式解答例程度でした。

■国土交通省「官庁営繕の技術基準」

そんな折、とある受講生からその書式標準として国土交通省の官庁営繕の技術基準に着目してはどうかという提案がありました。このページでは、国土交通省の官庁営繕の技術基準を事細かに文章で説明しており、弊社としても、そのワーディング、書式は、一級建築士設計製図試験で求められている計画の要点のひな形になりうるという判断をしました。

■本書の位置付け

常に一次資料に当たることが重要であるため、引用元のページを共有し、さらに試験用に抜粋し、ポイントとなるワードを拾い上げ「計画の要点標準 by 製図試験.com」としました。

試験は常に情報戦です。この資料がいつまでその情報消費に耐えうるかは不明ですが、少なくとも「官庁営繕の技術基準」が日本でのベーシックであり続ける限り、計画の要点の出題から大きく逸脱することはないでしょう。今後、本書を計画の要点を学ぶ上での基本として位置付けることにしました。

■出典引用元資料

出典:国土交通省「官庁営繕の技術基準」https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild tk2 000017.html

官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式	https://www.mlit.go.jp/common/001157962.pdf
新営一般庁舎面積算定基準	https://www.mlit.go.jp/common/001157874.pdf
官庁施設の基本的性能基準	https://www.mlit.go.jp/common/001157882.pdf
建築設計基準	https://www.mlit.go.jp/common/001157891.pdf
建築構造設計基準	https://www.mlit.go.jp/common/001232971.pdf
建築設備計画基準	https://www.mlit.go.jp/common/001157903.pdf
建築設備設計基準	https://www.mlit.go.jp/common/001157904.pdf

※上記出典を加工して次頁以降まとめています。是非出典元もご確認ください。

※この資料はあくまで公共施設対応であり、商業施設や集合住宅等、本年度課題が発表された後には追加情報を出す可能性があります。

■1:建築設計基準 https://www.mlit.go.jp/common/001157891.pdf より

2.2 配置計画

2.2.1 建物のボリューム・配置等に関する事項

- (1) 周辺の道路との関係、施設の利用形態等を考慮し、円滑な移動が可能となるよう、●●●とし、建物、駐車場、構内通路、緑地等を配置する。
- (2) 良好な室内環境の確保及びエネルギー消費の抑制が図られるよう、建物の形状及び配置は、日射、風向等の気候その他の立地条件を考慮して●●●とした。
- (3) 周辺の景観に配慮し、できる限り威圧感又は違和感を与えないよう●●●とした。
- (5) 周辺施設のプライバシーに配慮し●●●とした。
- (7) 敷地内に傾斜又は起伏があるため、高齢者、障害者等の円滑な移動を考慮するとともに、地形の改変が必要最小限に抑えられるよう考慮して敷地のレベルを●●●とした。

2.2.2 動線に関する事項

- (1) 敷地の出入口は、道路から見て分かりやすく、安全な位置とするため●●●とした。
- (3) 敷地の出入口から建物、駐車場等への動線、及び敷地内の建物等相互の動線は、分かりやすく、できる限り遠回りにならないようにするため●●●とした。
- (4) 歩行者等と自動車等の動線は、できる限り交差しないように●●●とした。
- (6) 地震、津波、火事等の災害を想定し、分かりやすく、安全かつ円滑に避難できる避難経路を確保する ため●●●とした。

2.2.3 敷地の利用に関する事項

- (1) 建物、駐車場、構内通路等を適切に配置し、敷地の有効利用が図られるよう●●●とした。
- (2) 地域との連携を考慮し、オープンスペースの集約化、緑地の確保等により、ゆとりのある外部空間を となるよう●●●とした。
- (3) 清掃、点検・保守、更新等の作業スペースを確保できるよう●●●とした。

2.3 **階層·平面計画**

2.3.1 全体計画に関する事項

- (2) 施設の利用形態を考慮して、利用者、職員、サービス等の動線を分類し、各動線が分かりやすく、できる限り遠回りとならないよう、●●●とした。 特に、風除室から受付又は窓口までの動線は、分かりやすく、移動が容易なものとした。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用する室は、できる限り低層階の分かりやすい位置に、共用部から直接出入りできるよう配置した。また、その出入口の箇所数及び位置は、利用者数等を考慮した。
- (5) 同一部門の室は、できる限り同一の階に配置し、複数階にわたる場合はその機能を考慮した上で別の階とし、 $\oplus \oplus$ に配置した。。
- (6) 良好な室内環境の確保及びエネルギー消費の抑制が図られるよう、室等の形状及び配置は、各室の利用形態とともに、日射、風向等の地域の気候その他の立地条件を考慮し●●●とした。 特に滞在時間が長い居室等は、自然光を取り入れられるよう●●●とした。
- (7)利用者が利用する区域と職員のみが利用する区域を区分するなど、利用者の範囲を考慮し、必要な防犯性能が得られるよう配慮した。

- (8) 講堂、大会議室等の必要となる階高が通常の事務室より高い室の複数を同一の階に集約するなど、経済合理性の確保を考慮した配置とした。
- (13) 地震、津波、火事等の災害に対して安全かつ円滑に避難できるよう、避難経路は単純で分かりやすいものとし、二方向避難を確保した。

2.3.2 事務室等に関する事項

- (1) 事務室等は、室内レイアウト、用途、間仕切り等の変更にできる限り柔軟に対応できる形状及び配置とした。
- (2) 事務室内に窓口及び待合いを設ける場合には、施設利用者が使いやすく、かつ、執務を行うスペース から待合いへの見通しが確保できる室形状及び室内レイアウトとした。

2.3.3 交通部分に関する事項

- (2) 玄関ホール周辺は、自然監視性を考慮し、できる限り死角が生じないよう●●●とした。
- (3) 案内のための受付を設ける場合は、玄関から分かりやすく、利用しやすい位置に設けた。
- (5) 廊下には柱型等の突出部を設けない。やむを得ず突出部を設ける場合は、面取りを行うなど安全を確保するための措置を講ずる。(これは製図試験上では気にしなくてもよいです)
- (6) 主要なエレベーター及び階段は、玄関から分かりやすく、利用しやすい位置に設けた。

2.3.5 設備関係諸室等に関する事項

- (1) エネルギー消費の抑制を図るため、設備関係諸室、配管スペース等は、設備機器の運転効率、垂直及 び水平方向の効率的な連絡等を考慮して●●●とした。。
- (2) 設備関係諸室は、室内に設置する機器等の運転に必要な給排気の確保及び燃料の供給、周囲への騒音 及び振動の影響等を考慮して●●●とした。
- (3) 設備関係諸室、配管スペース等は、設備機器、配管、配線、ダクト等の点検・保守、更新等が効率的かつ容易に行えるよう配置し、必要となる作業スペースを確保できるよう●●●とした。
- (5) 電気室、発電機室等は、当該室に必要なもの以外に、給排水管、雨水管、給排気ダクト、ガス管、油管等が通過しないよう●●●とした。

2.4 立面·断面計画

2.4.1 立面に関する事項

- (1) 建物及びこれを形成する形状、色彩等は、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性に配慮するとともに、周辺環境との調和が図られたものとし●●●とした。
- (3) 窓は、周辺環境に配慮するとともに、各室等の利用形態を考慮し、良好な室内環境の確保及びエネルギー消費の抑制が図られるよう位置及び形状を設定した。必要に応じて庇及びルーバーを設置した。

2.4.2 断面に関する事項

- (1) 経済合理性を考慮し、構造計画及び設備計画についても総合的に勘案した階高を設定した。
- (4) 設備機器、配管、配線、ダクト等の点検・保守、更新等が効率的かつ容易に行える作業スペースが確保できるよう、設備関係諸室の階高、各室等の天井裏の高さ等を設定した。

2.5 **外壁·屋根**

2.5.1 基本的性能に関する基本事項

- (1) 外観及びこれを形成する材料、色彩、詳細等は、施設に求められる地域性に関する性能及び景観性に関する性能の水準が確保できるよう、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性に配慮するとともに、周辺環境との調和が図られたものとした。
- (3) 施設に求められる環境保全性に関する性能及び各室等に求められる熱環境に関する性能の水準が確保できるよう、地域の気候その他の立地条件及び各室等の利用形態を考慮し、外壁及び屋根の断熱性を確保するよう●●◆とした。。
- (10) 施設に求められる作業性に関する性能の水準が確保できるよう、外装は、地域の気候その他の立地 条件及び想定される通常の使用条件において、汚れにくいか、又は汚れても目立ちにくい材料、色彩、 詳細等とする。また、高所の清掃、点検・保守等に必要となる作業用設備を設置した。

2.5.2 防水・排水に関する事項

- (1) 屋上の防水は、屋上の利用形態及び維持管理の方法並びに建物の規模及び構造、防水面の面積等を考慮し、想定される通常の使用条件において、容易に防水性能の劣化が生じないものとした。
- (2) 屋根、庇等は、水が溜まりにくい形状とし、排水の方向、勾配等を適切に計画する。

2.5.3 屋上に関する事項

- (1) 屋上の利用形態及び維持管理の方法を考慮し、屋上への適切な動線の確保、屋上の手すりの設置等の必要となる安全対策をおこなった。
- (2) 屋上緑化を行う場合は、できる限り、維持管理が容易で、施設利用者の心理的な快適性を考慮し●● ●とした。。
- (3) 屋上緑化を行う場合は、その目的、構造体への負荷、維持管理の負担等を総合的に勘案し、経済合理性が確保されるよう、植栽の種類及び植栽基盤を選定した。
- (4) 屋上緑化を行う場合は、生育条件、維持管理の負担その他の植栽の特性を考慮し、持続的な維持管理が可能な植栽の種類を選定した。また、生育に必要となる環境を確保し、持続的に維持管理が可能なよう、植栽基盤及びかん水の方法を選定した。

2.6 内装

2.6.1 基本的性能に関する基本事項

- (1) 玄関ホール等の施設利用者の目に触れる機会が多い室等の内装の材料、色彩、詳細等は、施設に求められる地域性に関する性能の水準が確保できるよう、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性に配慮したものとした。
- (6) 施設に求められる移動に関する性能及びユニバーサルデザインに関する性能の水準が確保できるよう、床は滑りにくく平たんな仕上げとする。特に水に濡れる可能性のある場所の床の仕上げは、濡れても滑りにくいものとした。
- (7) 内装の材料、色彩、詳細等は、施設に求められるユニバーサルデザインに関する性能の水準が確保できるよう、各室等の利用形態に加え、施設利用者の心理的な快適性を考慮したものとした。

(8) 各室等の内装は、求められる音環境に関する性能の水準が確保できるよう、適切な吸音性を確保したものとする。壁は、対象とする室等及び隣接する室等の利用形態等に応じて、室外の騒音の影響の低減についても考慮しつつ、音声の漏洩の防止のために必要となる遮音性を確保したものとし、天井裏、二重床下等を含めて適切に措置を講ずる。床は、対象とする室等及び下階の室等の利用形態等に応じて、下階への床衝撃音の低減を考慮したものとした。

■2:建築構造設計基準 https://www.mlit.go.jp/common/001232971.pdf より

第6章 鉄筋コンクリート造

- 6.2 梁の設計
- (1) 梁は、コンクリートのひび割れ、クリープ等による長期たわみによる影響を検討する。
- (2) 梁は、原則として、曲げ降伏先行型とする。なお、曲げ降伏以降も大きな変形性能を要求される部材については、せん断補強によりじん性を確保する。
- (3) ねじりによる応力への影響が大きい梁は、断面算定にこれを考慮する。
- (4) 梁貫通孔は、せん断力の大きい部位を避けて設け、必要な補強を行う。また、梁には、配管等の埋設を行わない。
- 6.3 柱の設計
- (1) 柱は、ぜい性的な破壊が生じないことを確認する。
- (2) 柱の短期荷重時の作用軸力は、適切に定めた制限値以下となるようにし、じん性を確保する。
- (3) 出隅の柱は、同時に二方向の応力を受ける材としても検討する。また、ねじりによる応力への影響が大きい柱は、断面算定にこれを考慮する。
- (4) 柱・梁接合部は、取り付く部材の強度に対して、十分な強度を確保する。
- (5) 柱には、配管等の埋設を行わない。
- 6.4 壁の設計
- (1) 壁の設計は、耐力壁と耐力壁以外の鉄筋コンクリート造の壁を区分して行う。
- (2) 耐力壁及び耐力壁周囲の部材は、変形性能及び終局状態を考慮する。
- (3) 腰壁、垂れ壁、そで壁等は、柱及び梁の剛性、じん性への影響を考慮する。
- (4) 壁厚及び壁配筋は、応力状態、乾燥収縮、埋設配管等によるひび割れを考慮して決定する。
- (5) 壁に開口部を設ける場合は、隅角部に過大なひび割れが生じないよう、必要な補強を行う。
- 6.5 床版の設計
- (1) 床版は、応力、たわみ、ひび割れ及び振動を考慮する。
- (2) 片持ち床版は、持ち出し長さが過大にならないようにするとともに、設計荷重を割増すなどにより版厚及び配筋に余裕を持たせる。
- (3) 床版は、埋設される配管等を考慮する。

第9章 基礎構造(略)

■3:建築設備計画基準 https://www.mlit.go.jp/common/001157903.pdf より

第 1 章 電力設備

第 1 節 基本事項

- (2) 設備方式は、次に掲げるところにより選定した。
 - ① 必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストを低減できるように検討した。
 - ② 省エネルギー、長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境保全に資するシステムとなるように検討した。
 - ③ 施設の適切な運用及び保守管理が行えるものとし、適切な系統分け、計測、計量等が行えるように検討した。
- (3) 災害時においても、施設利用者の安全確保のために必要な電力設備の機能を確保できるようにまた、施設の役割、業務内容等に応じて、ライフラインが途絶した場合においても必要となる電力設備の機能が確保できるように計画した。

第2節電灯設備

- (2) 照明器具は、次に掲げるところにより計画した。
 - ① 長寿命、高効率等を考慮した。
 - ② 室の用途、作業又は活動に応じて、照度、配光、グレア規制、演色性等を考慮した。
 - ③ 維持管理が容易に行えるように考慮した。
- (5) 分電盤等は、負荷の中心に近く、保守及び点検が容易な場所に計画した。

第 7 節 受変電設備(キュービクル)

- (1) 受変電設備は、高圧又は特別高圧で受電する施設において、負荷に応じた適切な電力を供給できるものとし、次に掲げるところにより計画した。
 - ① 短絡、地絡等の事故に対して適切な保護が行えるものとした。
 - ② 電力系統の監視及び制御が行えるものとした。
 - ③ 電力損失の軽減を行えるものとした。
- (2) 配電盤形式及び設置場所は、電力供給の信頼性、安全性、保全性等を考慮して計画した。

第8節電力貯蔵設備

- (2) 直流電源装置は、商用電源途絶時の非常用照明用及び受変電設備制御用に電力供給を必要とする負荷に対して、連続的に電力供給を行えるように計画した。
- (3) 交流無停電電源装置は、供給する負荷に応じた性能を有するように計画した。

第 9 節 発電設備

- (1) 発電設備は、商用電源途絶時の防災用負荷、保安用負荷、業務用上停電が許されない負荷等への電力 供給を行う。また、環境保全対策の推進を図るために分散形電源を設けることを計画した。
- (5) 太陽光発電装置は、次に掲げるところにより計画した。
 - ① 太陽電池アレイは、日照条件、方位角、傾斜角度、光害、他設備機器の配置等の周囲条件、保守スペース、設置場所の運用等を考慮して、適切な場所になるように検討した。
 - ②パワーコンディショナ等は、周囲環境、電力損失等を考慮した。
- (6) 風力発電装置は、次に掲げるところにより計画した。
 - ① 風力発電風車の設置場所は、安全性、周囲の風況、周囲環境に対する影響等を検討した。
 - ② 制御盤等は、周囲環境、電力損失等を考慮して、適切な場所になるように検討した。

第3章電気設備諸室

第 1 節 基本事項

- (1) 設備スペースは、施設の位置、規模及び構造に応じて、将来計画、機器の適正な配置及び維持管理に 必要な面積を計画した。
- (2) 受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、通信設備の主装置等を設置する室(以下、「電気設備諸室」という。)の位置は、機器の搬入・搬出等が容易に行える場所に計画した。
- (4) 電気設備諸室には、当該諸室に不必要な給排水管、雨水管、給排気ダクト、ガス管、油管等を、横断 又は設置しないものとした。また、電気設備諸室は、水損被害を受けないように便所、湯沸し室、厨房 等の水を扱う室の直下階に配置しないように計画した。

第2節電気室

- (1) 電気室は、設備の信頼性、安全性及び保全性が確保できるように、受変電設備、電力貯蔵設備等を収容し、不燃材料で区画し、延焼を防止できる室とした。
- (2) 電気室の室内環境は、機器からの発生熱量等に応じた換気又は空調によって、適切な温度及び湿度が維持できるものとした。
- (3) 電気室は、構内配電線の引込み、幹線の経路等に応じた位置に計画した。

第3節発電機室等

- (1) 発電機室は、設備の信頼性、安全性及び保全性が確保できるように、内燃力発電装置等を収容し、不燃材料で区画し、延焼を防止できる室とした。
- (2) 発電機室は、給排気及び燃料の供給が容易で、周囲に騒音及び振動の影響等を与えない位置に計画した。
- (3) 発電機室の室内環境は、機器からの発生熱量、燃焼空気量等に応じた換気ができるものとした。
- (4) 太陽光発電装置及び風力発電装置を設置する場合は、自然エネルギーの有効利用、安全性及び保全性を考慮して、適切なスペースを確保した。

第 4 編 機械設備計画

第1章 空気調和·換気設備

第 1 節 基本事項

- (1) 空気調和設備及び換気設備は、建築基準法、消防法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の関係法令の定めるところにより、熱環境、空気環境、安全性及び環境保全性の確保が図られるように計画した。
- (2) 設備方式は、次に掲げるところにより選定した。
 - ① 必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストの低減が図られるように検討した。
 - ② 省エネルギー・省資源、長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境負荷の低減に資するように検討した。
 - ③ 施設の規模、用途、管理体制等を考慮し、施設の運用及び保守管理が容易に行えるように検討した。
 - ④ 施設の規模、用途等に応じて、災害等による被害の軽減を図るほか、ライフラインが途絶した場合においても必要となる空調機能が確保されるように検討した。

なお、災害応急対策活動が必要な施設では、災害応急対策活動上必要な空調機能を確保した。

- ⑤ エネルギー等の適切な系統分けにより、計測、計量等が行えるように検討する。
- (3) 設備容量・数量等は、実績データ及び概略計算により適切に算定した。。
- (4) エネルギー源は、各エネルギーの供給事情を踏まえ、経済性及び周辺環境保全のほか、施設の運用等を総合的に検討して選定した。

第2節熱源設備

- (1) 熱源方式は、冷熱源機器及び温熱源機器との組合せ方式又は冷温熱源同一機器による方式とし、負荷特性に応じて機器の台数分割、蓄熱システム、排熱回収システム等の採用を検討して選定した。。
- (2) 熱源機器は、性能特性、耐久性、信頼性、保全性、運転資格者の要否、電力負荷の平準化等を検討して選定した。。

第3節空気調和設備

- (2) 空調のゾーニングは温湿度条件、使用時間・用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮して計画した。
- (3) 空調方式は、ゾーニング計画を基に、室内環境の快適性、室内環境維持の機能性、搬送エネルギー低減等を検討して選定した。
- (4) 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮して配置した。
- (5) 配管及びダクト経路は、最も合理的な経路となるように計画した。

第 6 節 排煙設備

- (2) 排煙方式は、自然排煙とした。ただし、自然排煙が困難な部分については機械排煙とした。
- (3) 同一防煙区画においては、自然排煙と機械排煙を併用してはならない。
- (4) 居室と廊下、廊下と階段室等は、それぞれ別の防煙区画とした。

第 2 章 給排水衛生設備

第1節 基本事項

- (2) 設備方式は、次に掲げるところにより選定した。
 - ① 必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストの低減が図られるように検討した。
 - ② 省エネルギー・省資源、長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境負荷の低減に資するように検討した。
 - ③ 施設の規模、用途、管理体制等を考慮し、施設の運用・保守管理が容易に行えるよう検討した。
 - ④ 施設の規模、用途等に応じて、災害等による被害の軽減を図るほか、ライフラインが途絶した場合においても必要となる給水・排水設備の機能を確保できるように検討した。
 - ⑤ 給水量等は、適切な系統分けにより、計測、計量等が行えるように検討した。
- (3) 設備容量・数量等は、実績データ及び概略計算により適切に算定した。

第3節給水設備

- (1) 給水設備は、必要水量を必要圧力で、衛生的に供給できるように計画した。
- (3) 雨水の利用の推進に関する法律等に基づき、雨水利用設備を設ける場合の給水設備は、上水と雑用水の2系統で計画した。
- (4) 配管経路は、最も合理的な経路となるように計画した。

第 5 節 排水·通気設備

(1) 排水・通気設備は、滞留することなく速やかに、かつ衛生的に排水できるよう計画した。

- (2) 排水設備は、原則として重力式とした。
- (3) 屋内の排水管は、衛生上の支障がない場合は、原則として合流式とした。
- (4) 配管経路は、最も合理的な経路となるよう計画した。

第 10 節 雨水利用·排水再利用設備

(2) 排水再利用設備は、水資源の有効活用、経済性等を考慮して計画した。

第 3 章 搬送設備

第2節 エレベーター設備

(1) エレベーターは、建築物の規模、用途、利用人数等に応じて交通需要を予測し、適切な台数となるように計画した。

第 3 節 小荷物専用昇降機設備

小荷物専用昇降機は、上下階へ書類、配膳等の荷物のみを搬送する場合に設置を計画した。

第 4 節 エスカレーター設備(略)

第 5 節 機械式駐車設備(略)

第 4 章 機械設備諸室

第 1 節 基本事項

(1) 設備スペースは、施設の位置、規模及び構造に応じて、将来計画を考慮して機器を適正に配置できるように計画した。

<次頁以降、国土交通省の資料より重要な部分のみ出典引用>

官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式(平成 27 年制定) 抜粋 新営一般庁舎面積算定基準 抜粋 官庁施設の基本的性能基準 抜粋

0 企画書の運用に当たっての留意事項

【全体共通事項】

- ・ 企画書は、業務の適切かつ確実な実施を図ることを目的とし、事業目標の達成に必要な内容、業務を 実施するうえでの与条件等を示すものである。
- ・ 企画書に記入の内容について、業務期間中に疑義が生じた場合又は与条件として示された内容を変更 する必要性が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

【1 プロジェクトの視点】

業務を実施するうえでの与条件として提示するものである。

(事業目標)

事業目的を達成するための目標を示す。

(重点整備項目)

- 事業目標を達成するために、重点的に整備し、設計・施工を通じ重点的に審査・確認を行う項目を示す。
 - ※人命、財産等の安全確保、行政事務の円滑な実施に係る根幹的事項(例:建物内への雨水浸入防止等)は 当然のこととして本項目には含めていない。

(上記の背景となる事項)

・ 地域・敷地・施設の特徴等を踏まえ、事業の目標及び重点整備項目の背景となる事項を示す。

(その他留意すべき事項)

その他事業目標の達成に向け、留意すべき事項を示す。

【2 水準適用表】

・ 官庁施設の基本的性能基準等(官庁施設の環境保全性基準、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準、 官庁施設の防犯に関する基準、官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準を含む。以下同じ。) に基づく施設及び室等の分類に応じた性能の水準について、業務を実施するうえでの与条件として提示するものである。

(2-1 水準適用表(施設))

・ 施設(建物(付属棟がある場合は付属棟を含む。)及び外部空間)について、確保が必要となる性能 の水準及びその他の特記事項を示す。

(2-2 水準適用表(室等))

・室等(室又は空間)について、確保が必要となる性能の水準及びその他の特記事項を示す。

【3 面積表】

・ 室等ごとの面積について、業務を実施するうえでの与条件として提示するものである。

【4 体設更供】

・その他、事業目標の達成に必要な施設整備に係る事項について、業務を実施するうえでの与条件として提示するものである。

【5 コスト配分表】

各工事分野間及び各分野における各項目間のコスト配分バランスのコスト管理上の指標として、提示するものである。

【6 敷地の状況】

- ・ 記入している部分については、業務を実施するうえでの与条件として提示するものである。
- 記入していない部分については、受注者が業務契約後に適宜精査すべき事項として提示するものである。

1 プロジェクトの視点

垻日	内
事業目標	(行政サービス上での改善目標) (官庁営繕事業としての目標)
重点整備項目	
上記の背景となる事項	
その他留意すべき事項	

2-1 水準適用表(施設)

				建物及	び外	部望	門の引	要求な	k準	
大項目	中項目	小項目		要求 水準 分類	(广舎)		建物 外部 空間			特記事項
				種類	分	類	分类	頁 分	類	
社会性	地域性	地域性		Ι·Π						
社本注	景観性	景観性		Ι · Π						
		長寿命		<u></u>						
	環境負荷	適正使用・	適正処理	0						
環境	低減性	エコマテリアル		0						
保全性		省エネルギ-・	省資源	0						
	周辺環境	地域生態系	保全	0						
	保全性	周辺環境配	慮	0						
			構造体	I • II • III						
		耐震	建築非構造部材	A·B						
			建築設備	甲·乙						
		対津波		0						
		対火災	火災時の 避難安全確保	Ι·П						
	D+ 222 121	耐風	構造体	I · П · Ш						
т Л ш	防災性 全性		建築非構造部材	I · П · Ш						
安全性			建築設備	I · П · Ш						
			構造体	0						
		耐雪・耐寒	外部空間、建築 及び建築設備	0						
		対落雷	<u>I</u>	I • П • Ш						
		常時荷重		0						
	機能維持性	機能維持性		Ι · Π						
	防犯性	防犯性		0						
	刊使料	移動		0						
	利便性	操作		0						
機能性	ユニハ゛ーサルテ゛サ゛イン	ユニハ゛ーサルテ゛サ	` イン	0						
1双	室内環境性	衛生環境		0						
	土四垛切口	振動	風	0						
	情報化対応性	情報化対応	情報交流機能	I · Π · –						
			構造体	0						
	耐用性	耐久性	建築非構造部材	0						
経済性	M3 / 13 工		建築設備	0						
4±771 ±		フレキシヒ゛リティ		Ι·Π						
	保全性	作業性		0						
	PF 14	更新性		0						

凡例:「I、Ⅱ、Ⅲ」、「A、B」及び「甲、乙」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の分類を示す。

「〇」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の「適用」を示し、「一」は、「適用外」を示す。

2-2 水準適用表(室等)【形式1】

		1				(中 4)		(中 4)		(中 4)
大項目	中項目		小項目		室の概要 室の要件		室の概要 室の要件		室の概要 室の要件	
八項口	丁快口		小項口	要求水準分類種類	要求水準	特記事項	要求水準		要求水準分類	特記事項
	防災性		耐火	I · Ⅱ · Ⅲ · Ⅳ	77700		73700		73700	
安全性		対火災	初期火災の 拡大防止	Ι · Π						
X T IT		対浸水		I • I • II • IV						
	防犯性	防犯性		I • II • III						
		音環境		I · Ⅲ · Ⅲ · −						
		光環境		I · Π · Ш						
	室内	熱環境		I · Ⅱ · Ⅲ · −						
機能性	環境	空気環境	竟	${\tt I}\cdot {\tt I\hspace{1em}I}\cdot -$						
		振動	人の動作及び 設備振動	0						
			交通	0						
	情報化 対応	情報処理	里機能	${\tt I}\cdot {\tt I\hspace{1em}I}\cdot {\tt I\hspace{1em}I}\cdot -$						
大項目	中項目		小項目		室の概要室の要件		室の概要 室の要件		室の概要 室の要件	
				要求水準分類種類	要求水準	特記事項	要求水準		要求水準	特記事項
		対火災	耐火	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	刀块		力規		力規	
安全性	防災性	NAX	初期火災の 拡大防止	Ι·Π						
211	全性	対浸水		I • Ⅲ • Ⅳ						
	防犯性	防犯性		$I \cdot I \!\!\! I \cdot I \!\!\! I$						
		音環境		I · II · III · —						
		光環境		I • II • III						
	室内	熱環境		I · Ⅲ · Ⅲ · −						
機能性	環境	空気環境	1	I · II · -						
		振動	人の動作及び 設備振動	0						
	情報化	144=4	交通	0						
	対応	情報処理	里機能	I · Ⅱ · Ⅲ · −		(室名)		(室名)		(室名)
7 2 2	445		.v. 45 C		室の概要		室の概要		室の概要	<u> </u>
大項目	中項目		小項目	要求水準 分類種類	室の要件 要求水準 分類	特記事項	室の要件 要求水準 分類		室の要件 要求水準 分類	特記事項
			耐火	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	/J 75		/ / 大只		/ / 大尺	
- A 14	防災性	対火災	初期火災の 拡大防止	I · П						
安全性		対浸水	1	I • II • III • IV						
	防犯性	防犯性		I • II • III						
		音環境		I · II · III · —						
		光環境		I · Π · Π						
	室内	熱環境		I · Ⅲ · Ⅲ · −						
機能性	環境	空気環境	竟	I · II · -						
		振動	人の動作及び 設備振動	0						
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	交通	0						
	刈心	情報処理		I · Ш · Ш · —		- 飲甘淮竿に守める歴紀のむ				

凡例:「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の分類を示す。

[「]〇」は、官庁施設の基本的性能基準等に定める性能の水準の「適用」を示し、「一」は、「適用外」を示す。

4 施設要件

項 目		内				容		
施設規模等	【庁舎】 構造 ()造	地上()階	地下()階	延床面積() m²
	【附属棟】		地上(延床面積 () m²
	【車庫】							
	駐車台数()造)台	地上({うち官用車(地下() 階) 台}	延床面積 () m [*]
)造	地上()階			延床面積 () m²
	必要駐輪台数自転車()台		バイク()台	
入居官署等	【入居官署】)	()			
	(【入居人員】)	()			
		職員(非常勤()人)人	{男性({男性()人)人	女性(女性()人})人}	
	()	その他 (職 員 ()人	{男性()人) 人]	
	,	非常勤()人)人)人	{男性() 人	女性() 人}	
	()	その他 (職 員 () 人	{男性() 人	女性() 人}	
		非常勤(その他()人)人	{男性()人) 人}	
	()	職 員(非常勤()人)人	{男性({男性()人)人	女性(女性()人})人}	
	【来庁者数】	その他() 人					
		平 均(平 均({男性({男性()人/日)人/日	女性(女性()人/日})人/日}	
		平 均(平 均()人/日	{男性({男性()人/日	女性 (女性 () 人/日}	
	【入居官署等の管轄区域等】		※来庁者数が少ない場					
	【入居官署相互の関連】							
	[[八日日祖祖立の民産]							
外部空間等	【必要駐車台数】 屋外 () 台以上							
	その他特筆すべき事項:							
	【交通条件】 ・官用車							
			車両の規格(車両の規格() 台	数 (数 () 台) 台	
	・駐車場利用数(来庁者) (官署名)平均() 台/日(又は月)				
	・駐車場等使用者(来庁者以外) (官署名)	塵芥収集() 回/週 車両の規格	各 (・小型 (2	t以下) ・中型 (2t~5t) ・大型 (5t~10t))
			郵便等集配 (物品搬入等 (t以下) ・中型 (2t~5t) ・大型 (5t~10t) t以下) ・中型 (2t~5t) ・大型 (5t~10t)	
	【近隣特性】		() (:)回/週 車両の規格	§ (・小型(2	t以下) ・中型 (2t~5t) ・大型 (5t~10t))
	【動線計画】							
	【配置計画】							
	F. 7. 0 M. 7							
	【その他】 ・外観イメージ、素材イメージ							
内部空間	【動線計画】							
	【階層計画】							
	【各室相互の関係】							
設備機能	【機械設備】							
		13/日) 13/日)	• 下水(知	型理方法:	、浄化	槽処理値	mg/L)	
	・その他(•)				
	【電気設備】 ・電力(想定使用電力	Kw)						
	・電ガ (忠定使用電ガ ・電話 (想定回線数と種類: ・ 一般 ・その他 (· ISDN	回線、・	その他(光)	回線)		
Z.O.#h				,				
その他	【その他】 ・維持保全、運営							

	4 加以文件
項目	具体的内容(イメージ図等を含む)
	女体的はは (.1)、 トロ4でロの)

区 分	室名	摘 要						
1. 敷地面積		建築面積の木造の場合4倍、耐火造の場合2.5倍を標準とする。						
2. 執務面積	事 務 室	3.3平方メートル×換算人員						
	一般事務室及び	(注)換算人員とは、執務人員及び職階に応じて下記の換算率によって算出された数をい						
	応 接 室	う。 1. 中央官衙(省庁)						
		区 大 次 局 次 部 課 補 係 一 臣 官 長 長 長 佐 長 般						
		分 級 級 級 級 級 級 級 級 級						
		換算率 30 20 15 12 12 5 2.5 1.8 1						
		2. 地方大官庁(局)地方ブロック単位						
		区局次部課補係一						
		換算率 18 9 5 2.5 1.8 1						
		3. 地方小官署(署、所)県単位以下						
		区 所署 課 補 係 一 長長 長 佐 長 般 の の の の の の の の の						
		分 級 級 級 級 級 換算率 10-6 2.5 1.8 1.8 1.0						
		換算率 10-6 2.5 1.8 1.0 (注) 1.換算人員の算出に当たって、						
		(a) 事務室内に定位置をもたないものは含まない。 (b) 製図者に対する換算率は、1. 7とする。						
		2. 裁判所及び検察庁における判事室、検事室は、別途に面積基準を定める。 3. 上記以外の特別な職員に対する換算人員は、実状に応じて算出する。						
3. 付属面積	会 議 室	大、中、小会議室は、職員100人当たり40平方メートルとし、10人増すごとに4平						
		方メートル増加する。ただし、官庁の特殊性により上記により難い場合は、別途算出する。						
	電話交換室	換算人員 回線数 交換機の型式 所要面積 (㎡)						
	交換手休憩室、電池室その他の	80 20以下 ボタン電話装置 -						
	所要付属室を含む。	120 30 クロクバー簡易キャビネ 36						
		160 40 ット型中継台式 240 60						
		320 80 クロスバーキャビネット 400 100 型中継台式						
		600 150 # 68						
		800 200						
		1, 000 250 1, 200 300						
		1,200 300 クロスバー架形中継台式 120						
		$\left[\begin{array}{c cccc} 1 & 6 & 0 & 0 & 4 & 0 & 0 \\ 2 & 4 & 0 & 0 & 6 & 0 & 0 \end{array}\right] \qquad \qquad \left[\begin{array}{c} 1 & 5 & 5 \\ 2 & 2 & 0 & 0 \end{array}\right]$						
		3,200 800 クロスバー架形中継台式 284 4,000 1,000 "						
		4, 800 1, 200 5, 600 1, 400						
		L						

区分	室名		摘		要	
	倉庫	事務室面積の139	%とする。台帳倉庫	事等特に業務上必要 <i>を</i>	なものは、別途計」	ニする。
	宿 直 室 (押入れ、踏込共)	1人まで10平方。 加算する。	メートル (3坪) と	こ3.3平方メート	ヘル (1坪) を	
	庁 務 員 室 (押入れ、踏込共)	1人まで10平方。 坪)を加算する。	メートル(3坪)と	こ1.65平方メー	-トル (0.5	
	湯 沸 室 受付及び巡視溜	(注)耐火構造で高	層の場合は、別途算 トル(0.5坪)>	平方メートル(4坪) 草出する。 ×(人数×1/3) を		5 平方メートル
	便所及び洗面所 (改 定)	全職員数	所要面積(㎡)			
		25人未満 25人以上 50 " 100 " 150 " 1	26 35 40 46 人当たり0.32平	平方メートル		
		昭和36年7月14	日付けの補訂で基	準を改訂	_	
	医 務 室 (追 補)	全職員数	所要面積(m²)	全職員数	所要面積(㎡)	
		25人未満 25人以上 50 " 100 " 150 " 200 " 250 " 300 " 350 " 400 " 450 "	2 2 2 8 3 5 4 5 5 5 6 5 7 5 8 5 9 5 1 0 5 1 1 5 1 3 0	600人以上 700	1 4 0 1 4 3 1 4 6 1 4 9 1 5 7 1 7 3 1 8 8 2 0 3 2 1 8 2 3 0 2 3 0	
	売店(追補)	室名欄の(追補)は、 全職員150人以上				と示す。
	食堂及び喫茶室	主概員130八以上(- C成り、1 八ヨ/こり	7 0 . 0 8 3 千 カメ・	1772930	
	(追 補)	全職員数	所要面積 (m²)	全職員数	所要面積 (m²)	
		50人未満 50人以上 100 " 150 " 200 " 250 " 300 " 350 " 400 " 450 "	0 3 2 5 4 7 5 9 7 1 1 8 1 4 0 1 6 1 1 8 3 2 0 4 2 3 7	600人以上 700 " 800 " 900 " 1,000 " 1,500 " 2,000 " 2,500 " 3,000 " 3,500 " 4,000 "	280 310 338 366 450 590 730 870 1,010 1,150 1,290	
	理髪室					
	(追 補)	全職員数 90未満 90以上 290 " 530 " 820 " 1,220 " 1,970 "	所要面積 (㎡) 11 21 30 39 48 55 62	全職員数 2,380人以上 2,790 " 3,170 " 3,560 " 3,920 " 4,320 " 4,680 "	所要面積(㎡) 69 75 80 85 91 99 106	

官庁施設の基本的性能基準

第1編 総則

第1章 目的

この基準は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年12月15日建設省告示第2379号)に基づき国家機関の建築物及びその附帯施設(以下「官庁施設」という。)の営繕等を行うに当たり、官庁施設の性能の水準並びに技術的事項及び検証方法を定め、官庁施設として有すべき性能を確保することを目的とする。

第2章 用語の定義

この基準における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1. 主要構造部 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第五号に規定する主要構造部をいう。
- 2. 耐火構造 建築基準法第2条第七号に規定する耐火構造をいう。
- 3. 建築物の周囲において発生する通常の火災 建築基準法第2条第九号の二に規定する当該建築 物の周囲において発生する通常の火災をいう。
- 4. 屋内において発生する通常の火災 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第107 条に規定する通常の火災をいう。
- 5. 屋内において発生が予測される火災 建築基準法第2条第九号の二に規定する屋内において発生が予測される火災をいう。
- 6. 特定防火設備 建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。
- 7. 密集市街地 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号) 第2条第一号に規定する密集市街地をいう。
- 8. 不燃材料 建築基準法第2条第九号に規定する不燃材料をいう。
- 9. 準不燃材料 建築基準法施行令第1条第五号に規定する準不燃材料をいう。
- 10. 活動拠点室 災害応急対策活動を行う拠点となる室をいう。
- 11. 活動支援室 活動拠点室の機能を確保するために必要な室をいう。
- 12. 活動通路 活動拠点室の機能を確保するために必要な通路をいう。
- 13. 活動上重要な設備室 活動拠点室の機能を確保する上で重要な設備室をいう。
- 14. 発生頻度の低い水害 想定最大規模降雨による河川氾濫及び内水氾濫、想定し得る最大規模の高潮による氾濫、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波による災害をいう。
- 15. 比較的発生頻度の高い水害 河川整備の計画降雨による河川氾濫、既往最大降雨等による内

水氾濫、既往最大規模等の高潮による氾濫、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による災害その他水害をいう。

- 16. 稀に発生する暴風 建築基準法施行令第87条、第82条の4又は第129条の2の4に規 定する風圧力を生ずる風をいう。
- 17. 稀に発生する積雪 建築基準法施行令第86条に規定する積雪荷重を生ずる積雪をいう。
- 18. 常時荷重 固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及びその他の荷重(車輌等の移動荷重、機器類の運転荷重、温度荷重等)をいう。

第3章 基本的考え方

1. 基本的性能

官庁施設として有すべき主要な性能を官庁施設の基本的性能とし、その項目及び官庁施設又はその 室等の分類に応じた性能の水準を定める。

なお、この基準に定めのない性能の項目又は官庁施設若しくはその室等の分類に応じた性能の水準 については、関係法令等によるほか、必要に応じて別途設定するものとする。

2. 技術的事項

官庁施設の基本的性能の各項目について定める性能の水準を有する官庁施設の営繕等を行うために必要な技術的事項を定める。

なお、この基準に定めのない技術的事項については、関係法令等によるほか、必要に応じて別途設 定するものとする。

3. 検証方法

官庁施設の計画が、技術的事項を満たしているかどうかを検証するための方法を定める。

なお、この基準に定めのない検証方法については、関係法令等によるほか、必要に応じて別途設定 するものとする。

第2編 官庁施設の基本的性能の項目

官庁施設の基本的性能の項目は、別表に掲げるものとする。

別表 官庁施設の基本的性能の項目

社会性	地域性	地域性
	景観性	景観性
環境保全性	環境負荷低減性	長寿命
		適正使用・適正処理
		エコマテリアル
		省エネルギー・省資源
	周辺環境保全性	地域生態系保全
		周辺環境配慮
安全性	防災性	耐震
		対火災
		対浸水
		対津波
		耐風
		耐雪・耐寒
		対落雷
		常時荷重
	機能維持性	機能維持性
	防犯性	防犯性
機能性	利便性	移動
		操作
	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザイン
	室内環境性	音環境
		光環境
		熱環境
		空気環境
		衛生環境
		振動
	情報化対応性	情報化対応性
経済性	耐用性	耐久性
		フレキシビリティ
	保全性	作業性
		更新性

第3編 官庁施設の基本的性能、技術的事項及び検証方法

第1章 社会性に関する性能

1-1 地域性に関する性能

1-1-1 地域性に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮したものとなるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	П
対象とする施設	特性の豊かな地域に立地する施設、	分類Iに該当しない施設
	地域との連携が特に求められる施設	
	又は歴史的価値のある施設	
性能の水準	地域の特性とともに、地域の活性化	地域の特性について配慮されてい
	等地域社会への貢献について配慮さ	る。
	れている。	

【技術的事項】

地域性に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	Ι	П
1. 歴史、文化及び風土へ	形態、材料、構工法等について、地域	或の歴史、文化及び風土の特性に配慮
の配慮	されている。	
2. 特性の豊かな歴史及	①特性の豊かな地域に立地する施設	_
び文化の尊重	においては、当該地域の歴史及び	
	文化を尊重している。	
	②歴史的価値のある施設の保存・再	
	生においては、当該施設の歴史的	
	価値を尊重している。	
3.地域との連携	地域との連携が特に求められる施設	地域との連携に配慮されている。
	においては、周辺の施設等との連続	
	性の確保、機能の補完等の連携が図	
	られている。	
4.地域活性化への貢献	地域との連携が特に求められる施設	_
	においては、地域の核として賑わい	
	を創出している。	
5.関連計画等との整合	都市計画その他関連する地域の計画、	協定等との整合が図られている。

1-2 景観性に関する性能

1-2-1 景観性に関する性能

【基本的性能】

次表のとおり、各分類の対象とする施設に応じて、施設が立地する地域の歴史、文化及び風土の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和を図り、良好な景観の形成について配慮したものとなるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	П
対象とする施設	特性の豊かな地域に立地する施設、	分類Iに該当しない施設
	地域との連携が特に求められる施設	
	等	
性能の水準	地域の特性を考慮しつつ、周辺環境	周辺環境との調和が図られ、良好な
	との調和が図られ、良好な景観の形	景観の形成について配慮されてい
	成について配慮されている。	る。

【技術的事項】

景観性に関する性能の水準を確保するため、次表に掲げる該当する分類の技術的事項を満たすものとする。

分類	I	П
1. 歴史、文化及び風土へ	│ │施設の外観及び外部空間並びにこれら	L らを形成する材料、構工法等について、
の配慮	周辺環境との調和が図られている。	
2.歴史的まちなみの保	特性の豊かな地域に立地する施設に	_
存・再生	おいては、まちなみの持つ歴史及び	
	文化を尊重している。	
3.周辺の自然環境への配	周辺の自然環境との調和が図られてい	いる。
慮		
4.周辺の都市環境への配	地域との連携が特に求められる施設	周辺の都市環境との調和が図られて
慮	においては、周辺の都市環境との調	いる。
	和を図るとともに、周辺の施設等と	
	の連携を図りつつ良好な都市景観の	
	形成に貢献している。	
5.関連計画等との整合	①景観法(平成16年法律第110	都市計画その他関連する地域の計
	号)に基づく景観計画の区域内に	画、協定等との整合が図られている。
	立地する施設においては、当該計	
	画との整合が図られている。	
	②都市計画その他関連する地域の計	
	画、協定等との整合が図られてい	
	る。	